

第1条（委託の範囲）

1. 私が Kyoto Card Neo (JCB) (以下、「クレジットカード」という。)の申込みを行うにあたり、京銀カードサービス株式会社 (以下、「保証会社」という。)に委託する債務保証の範囲は、「Kyoto Card Neo (JCB) 会員規約」および規約に付帯する特約、規定等 (以下、「会員規約等」という。)に基づき、私が株式会社京都銀行 (以下、「銀行」という。)に対し負担する、利用代金、利息、手数料、損害金その他クレジットカード取引による一切の債務の全額とします。ただし、年会費は対象とならないものとします。なお、会員規約等の内容が変更されたときは、本契約に基づく保証委託の内容も当然に変更されます。
2. 保証会社による保証は、保証会社が保証を適当と認め、保証決定した後、これに基づいて銀行がクレジットカードを発行したときに成立するものとします。
3. 第1項の被保証債務の内容は、会員規約等の各条項によるものとします。

第2条（原債務の弁済）

私は、保証会社の保証により、会員規約等に基づいて銀行に負担する債務 (以下、「原債務」という。)については、本契約のほか、会員規約等の各条項を遵守し、期日には遅滞なく元利金を弁済します。

第3条（保証の解除）

1. 会員規約等または本契約にもとづく保証委託の有効期間内であるか否かを問わず、保証会社が必要と認めた場合、私は保証会社が本契約にもとづき決定した保証を解除されても異議ありません。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えることができるものとします。
2. 本契約による新たな保証供与が中止された場合、本契約が解除された場合、または本契約が終了した場合にも、保証会社の保証債務は、会員規約等に基づいて私が既に銀行から借入れた債務についてその弁済が終わるまで継続します。
3. 前項の定めにかかわらず、第1項により本契約の新たな保証供与の中止または本契約の解除・終了の通知を受けたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続きをとり、保証会社には負担をかけません。

第4条（代位弁済）

1. 私が会員規約等に違反したため、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められた場合、私に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。
2. 保証会社の前項の弁済によって銀行に代位する権利の行使に関しては、私が銀行との間で締結した会員規約等のほか、本契約の各条項が適用されることに同意します。

第5条（求償権）

私は、保証会社の私に対する下記各号に定める求償権について弁済の責に任じます。

- (1) 前条による保証会社の出捐額。
- (2) 保証会社が弁済した翌日から完済日までの、年 14.6%の割合 (年 365 日の日割計算。ただし、うるう年は年 366 日の日割計算) による遅延損害金。
- (3) 保証会社が債権保全あるいは実行のために要した費用 (訴訟費用および弁護士費用を含む。) の総額。

第6条（求償権の事前行使）

1. 私が、下記各号のいずれかに該当した場合、第4条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議ありません。
 - (1) 弁済期が到来したとき、または被保証債務の期限の利益を失ったとき。
 - (2) 仮差押、差押もしくは競売の申請または破産、民事再生手続開始等の申立てがあったとき。
 - (3) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。
 - (4) 支払いを停止したとき。
 - (5) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
 - (6) 保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき。
 - (7) 私の責めに帰すべき事由によって、保証会社に私の所在が不明となったとき。
 - (8) 会員規約等および本契約に違反したとき。
 - (9) 第8条第1項に基づく表明に虚偽が判明したとき、私が同条第1項で定める暴力団員等もしくは同条第1項各号のいずれかに該当したとき、もしくは、私が同条第2項各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
 - (10) 前各号のほかにもその他債権保全のため必要と認められたとき。

第7条（通知義務）

1. 私は、氏名、住所、勤務先、電話番号、その他保証会社に届け出た事項に変更があったときは、直ちに書面をもって通知します。ただし、これらの変更について銀行に所定の方法で届け出た場合は、この限りではありません。
2. 私は、担保の状況、信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるときは保証会社に報告するものとします。
3. 私は、保証会社が債権保全上必要と認めて請求した場合には、担保の状況ならびに信用状態について直ちに報告し、または調査に必要な便益を提供するものとします。
4. 第1項の届出がないために、保証会社が私に対して届出のあった氏名、住所宛てに送付する郵便物等が延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第8条（反社会的勢力の排除）

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、これらの共生者、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 私もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - (6) その他暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者
2. 私は、自らまたは第三者をして次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは脅威を用いて銀行または保証会社の信用を毀損し、銀行または保証会社の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 第6条第9号の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、保証会社になんらの請求をしないこととします。また、保証会社に損害等が生じたときは、私はその責任を負うこととします。

第9条（担保・保証人）

私は保証会社から担保もしくは連帯保証人の提供または変更を求められたときは遅滞なくこれに応じ、一切異議を申し立てしません。

第10条（弁済の充当順序）

私の弁済額が、本契約から生じる保証会社に対する債務の全額を消滅させるに足りない場合、保証会社が適当と認める順序、方法により充当できます。なお、私について保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。

第11条（公正証書の作成）

私は、保証会社から請求があるときは本契約にかかる求償債務の履行につき、ただちに強制執行を受けるべき旨を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きを行います。

第12条（業務委託）

私は、銀行または保証会社が本契約に定める事務等を株式会社ジェーシービーに業務委託することをあらかじめ承認するものとします。

第13条（合意管轄裁判所）

私は、本契約に関する訴訟、調停および和解については、保証会社本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第14条（個人情報の収集・利用・預託・提供および登録に関する同意）

1. 私は、保証会社が本申込（本契約を含む。以下、同じ。）を含む保証会社との取引の与信判断及び与信後の管理のため、私および家族会員（以下、「契約者等」という。）の以下の情報（以下、これらを総称して「個人情報」という。）を保証会社が保護措置を講じた上で、収集・利用すること、ならびに保証会社と個人情報の預託もしくは提供に関する契約を締結した企業に対し本約款に関わる事務を業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む。）する場合、保証会社が必要な範囲において当該委託先に個人情報を預託することに同意します。
 - (1) 所定の申込書に契約者等が記載した氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、勤務先、家族構成、住居状況等の事項。
 - (2) 保証委託契約申込日、契約成立日、保証委託金額等、本約款に基づく保証委託契約に関する事項。

- (3)本約款に基づく保証委託取引状況、支払状況。
- (4)本約款に関する私が申告した私の資産、負債、収入、支出、保証会社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務返済状況。
- (5)私または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項。
- (6)犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認書類または私が提出した収入証明書類等の記載事項。
- (7)官報に記載された情報等、公開されている情報。
2. 保証会社が加盟する個人信用情報機関（以下、「加盟個人信用情報機関」という。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下、「提携個人信用情報機関」という。）に照会し、私の個人情報が登録されている場合には、私の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
3. 私は、私の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、加盟個人信用情報機関に本約款末尾の表に定める期間登録され、また、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の加盟会員により、私の支払能力に関する調査の目的に限り、利用されることに同意します。
4. 保証会社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途書面により通知または公表いたします。
5. 本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は第1項および第2項に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されることに同意します。ただし、それ以外に利用されることはありません。
6. 保証会社は、会員等が本申込に必要な記載事項の記載を希望しない場合及び本条項の内容の全部または一部を承認できない場合、保証をお断りすることや保証を中止する場合があります。

第15条（準拠法）

私と保証会社との間の諸契約に関する準拠法は日本法とします。

第16条（規定の変更）

この約款は、民法の定めに基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他の相当の方法により周知します。

【加盟個人信用情報機関】

株式会社シー・アイ・シー（CIC） TEL0120-810-414

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 <https://www.cic.co.jp/>

※加盟個人信用情報機関の業務内容、加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、株式会社シー・アイ・シー（CIC）のホームページをご覧ください。

【加盟個人信用情報機関に登録される情報とその期間】

登録情報	登録期間
①本人を特定する情報	登録情報②、③、④のいずれかが登録されている期間
②本契約に係る申込みをした事実	当機関に照会した日から6か月間
③本契約に係る客観的な取引の事実	契約期間中および契約終了後5年以内
④本契約に係る債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了日から5年間

【加盟個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関】

加盟個人情報情報機関	提携個人情報情報機関
株式会社シー・アイ・シー（CIC）	全国銀行個人情報センター 株式会社日本信用情報機構（JICC）

【個人情報のお問い合わせや開示・訂正・削除の窓口】

〒600-8216 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731

京銀カードサービス株式会社 お客様相談室 TEL075-344-2211